

長崎県立図書館の長崎市での存続を強く求める決議

現在の県立図書館は、原爆の惨禍から復興するため、昭和24年8月9日に施行された国の特別立法である長崎国際文化都市建設法の趣旨に鑑み策定された長崎国際文化センター建設計画により、長崎市民を初め、広く世界から寄付を募り建設されたものである。

このような経緯により建設された県立図書館は、被爆地としての歴史を含め、海外との交流から生まれた貴重な歴史郷土資料を有し、本市の文化財や史跡等とともに存在することが最大の存在意義である。併せて、長崎学に関する資料については、長崎歴史文化博物館に明治期以前の資料が、県立図書館には明治期以降の資料が所蔵されている。

このようなことから、新しい県立図書館は、明治期以前も含めて一連の長崎学を研究する場としての機能も必要であり、豊富な人材を有し歴史文化博物館も存する本市での存続は不可欠である。

また、公共交通網が発達している本市は、県民の交通アクセスの利便性が確保されており、長崎市域に限らず行政区域を超えて生活圈・経済圏をともしする長与町及び時津町は、県内でも人口が集積している地域であることから、県民への直接貸出サービスも確保され、県立図書館としての機能が最大限発揮できるものである。

さらに、本市には行政機関、大学等の教育機関、企業が県内で最も集中しており、本市に存続されることにより、県立図書館が地域の知の拠点としての機能を発揮することにより、産・学・官への連携・支援がより一層図られるものである。

よって、長崎市議会は、利用者である県民の立場に立ち、県立図書館の機能や役割が最大限に生かせるように、長崎県立図書館の長崎市での存続を強く要望する。

以上、決議する。

平成23年11月25日

長 崎 市 議 会